

社援保発 0329 第 8 号
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」の一部改正について
（通知）

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和 48 年 5 月 1 日付
け社保発 87 号厚生省社会局保護課長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成 31 年 4 月
1 日より適用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺漏のなきを期されたい。

「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和 48 年 5 月 1 日付け社援保発第 87 号厚生省社会局保護課長通知）

改正	現行
<p>1～18 （略）</p> <p><u>19 後発医薬品の給付について</u> <u>（問 31）～（問 36） 略</u></p> <p><u>（問 37） 医薬品の承認に係るルールが整備される以前に製造されたため先発医薬品に分類されないが、価格差のある後発医薬品は存在するいわゆる「準先発品」について、対応する後発医薬品を生活保護法第 34 条 3 項に定める後発医薬品として取り扱うべきか。</u> <u>（答） 「準先発品」については、後発医薬品の使用促進を目的とする一般名処方加算の対象となるものであり、こうした医療保険制度との整合性の観点から、これに対応する後発医薬品は生活保護法制度上の後発医薬品として取り扱うものとする。</u></p>	<p>1～18 （略）</p> <p>19 後発医薬品の給付について （問 31）～（問 36） 略</p> <p>（新設）</p>